

## 令和3年度第3回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年6月7日(月)午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 三次まちづくりセンター ホール

3. 出席委員(19人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	3番 上田 憲昭	4番 大前 万寿美
5番 加藤 好隆	6番 河本 研二	7番 木原 孝行	8番 寺重 茂晴
9番 橋本 正二	10番 橋本 洋資	11番 林 敏明	12番 平尾 敏之
13番 廣瀬 勝秀	14番 福田 博之	15番 松山 和登	16番 箕田 英紀
17番 向井 泰治	18番 横田 和彦	19番 吉森 法和	

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

報告第8号 利用権の終了(農用地利用集積計画)

報告第9号 農地法第18条(通知)

報告第10号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)

議案第11号 非農地証明願承認

議案第13号 農地法第3条

議案第14号 農地法第4条第1項

議案第15号 農地法第5条第1項

議案第16号 農用地利用集積計画

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見

議案第18号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定

6. 農業委員会事務局職員

中廣事務局長 上岡係長 森井主査

7. 会議の概要

事務局 只今から令和3年第3回三次市農業委員会総会を開催いたします。

橋本会長からのご挨拶をお願いいたします。

(橋本会長あいさつ)

議長 それでは規定により私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。

本日の出席委員は全員であります。

本日の議事録署名者に廣瀬委員、福田委員を指名しますのでよろしくお願ひします。

それでは令和3年度第3回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について事務局から説明を求めます。

事務局 本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が報告第8号から報告第11号までの4件です。

議案が第13号議案から第18号議案まで6議案です。



事務局 申請番号26番と27番は譲渡人が●●●●さんです。

申請番号26, 申請地が●●●●, 面積が1,841㎡, 譲受人が●●●●さんで経営面積が11,544㎡です。

申請番号27, 申請地が●●●●, 面積が1,424㎡, 譲受人が●●●●さんで経営面積が6,892㎡です。

本2件は別紙, 農地法第3条調査書の通り農地法第3条第2項の各号には該当していないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 申請番号26, 27ですが, 譲渡人の●●さんは町外に住まれ, 高齢になられ管理が難しい状況でした。

今まで作付けされていた方も高齢になられ管理ができなくなり管理頂ける人を探していたところ, 申請地に近い●●●●さん, ●●●●さんが耕作可能とのことで双方の要望で移転申請されます。

●●●●さん, ●●●●さんも耕作に必要な機械は揃っており, 所有農地はすべて耕作されており周辺農地への支障もないものと思われま。

審議お願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号26, 27を決めます。  
続いて申請番号28事務局から説明してください。

事務局 申請番号28, 申請地が●●●●, 合計1,826㎡, 譲受人が●●●●さんで経営面積は13,851.45㎡です。

本件は別紙農地法第3条調査書の通り農地法第3条第2項の各号には該当していないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 今回, ●●さんより同一圃場内に所有者が3筆あり境界を定めたい意向でしたが, 相続登記が進んでいない状況でした。

●●さんから購入の要請があり承諾に至りました。

●●さんは1.4haすべてを耕作され, 農機具も所有されています。

耕作状況も問題なくご自宅からも約5分の近距離です。

ご審議よろしく申し上げます。

議長 これに対して異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号28を決します。  
続いて申請番号29の説明を求めます。

事務局 申請番号29, 申請地は●●●●, 面積の合計が1,906㎡, 譲受人が●●●●さんで新規就農です。

本件は別紙農地法第3条調査書の通り農地法第3条第2項の各号には該当していないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はございませんか。

委員 譲渡人の●●●●さんは高齢で、農業後継者である親戚の譲受人●●●●さんに譲渡したい意向です。

●●さんは以前からこの農地の一部を耕作されており、正式に譲受け、代々の田畑を守っていききたいとの意向で双方の意思が合致し譲渡になりました。

●●さんは●●に居住され距離約●km, 所要時間約1時間程度を要しますが、現在もジャガイモ、玉ねぎなど栽培し、耕作を年間150時間程度されています。

今後は申請地に隣接する●●さんの住宅を譲受け、近隣農家より技術指導を受け、兄弟の協力を得ながら農業に従事されます。

営農に必要な農機具は近隣農家より借り受け耕作される予定です。

周辺農地への影響については防草シートを設置、年2回以上の草刈を行うなど被害防除計画も適切です。

用水等につきましても現状と変更なく周辺地域への支障も認められません。

これらの状況からすべての農地の効率的な利用が図られるものと認めます。

以上審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 これに対して異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号29を決します。  
続いて申請番号30の説明を求めます。

事務局 申請番号30, 申請地は●●●●, 面積の合計が3,748㎡, 譲受人が●●●●さんで経営面積は2,834㎡です。

本件は別紙農地法第3条調査書の通り農地法第3条第2項の各号には該当していないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はございませんか。

委員 譲渡人の●●さんは高齢になられ管理が難しく、譲受人の●●さんは申請地を利用権設定して耕作されており、今回双方の要望にて利用権設定を解約して所有権の移転をされます。

●●さんは耕作に必要な機械もあり、移転後稲作及び畑作を継続されます。

周辺農地もすべて耕作されており支障はないものと思われ  
ます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対して異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号30を決します。  
続いて申請番号31の説明を求めます。

事務局 申請番号31, 申請地が●●●●, 面積の合計が4,873㎡, 譲受人が●●●●さんで,  
経営面積は30,253㎡です。

本件は別紙農地法第3条調査書の通り農地法第3条第2項の各号には該当していない  
ため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はございませんか。

委 員 この土地を所有の●●●●さんと●●●●さんは姉妹で, 数年前に相続されたので  
すが管理ができないので●●●●さんに管理をお願いしていました。

利用権を設定され耕作されていましたが今回, 住宅, 山野含めて●●●●さんに譲  
りたいとの意向で纏まりました。

現状耕作されている農地は継続されますが, 水管理が困難な場所は草刈程度との意  
向で, 現状と変わりなく継続されます。

●●●●さんは現状の耕作状況も問題なく今後も継続される予定です。

審議よろしくお願ひいたします。

議 長 これに対して異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号31を決します。  
続いて申請番号32の説明を求めます。

事務局 申請番号32, 申請地は●●●●, 面積の合計が3,186㎡, 譲受人が●●●●さんで新  
規就農です。

本件は別紙農地法第3条調査書の通り農地法第3条第2項の各号には該当していない  
ため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はございませんか。

委 員 譲渡人の●●●●さんは高齢で耕作が困難で, 長男さんが今年●月に交通事故にて  
亡くなられ, 長女の長男さんが農作業をされることとなり住宅と土地の名義を変更さ  
れています。

現状, 土日に作業をされておられます。

周辺地域への影響もありません。  
農機具は実家のものを使用されます。  
審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対して異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号32を決します。  
続いて申請番号33説明をお願いいたします。

事務局 申請番号33, 申請地は●●●●, 面積が471㎡, 譲受人が●●●●さんで経営面積が11,017.34㎡です。  
本件は別紙農地法第3条調査書の通り農地法第3条第2項の各号には該当していないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はございませんか。

委 員 この件は先月の総会で取下げがありました農地法第3条の申請で, 申請人が亡くなられたので今回, 息子さんが申請されました。  
息子さんはアスパラと稲を専業で作られています。  
譲渡人の●●さんは●●●●に住まれ高齢で耕作困難です。  
譲受人の●●さんが草刈りなどの管理をされており, ●●さんに譲渡したいとの意向で話がまとまり申請されました。  
●●さんの経営農地はすべて耕作されており, 耕作従事日数, 機械の保有状況をもっても効率的に運営されるものと見込まれます。  
申請地は今後果樹を栽培したいとのこと。  
●●さんの住居近くであり問題ありません。  
審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対して異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号33を決します。  
続いて申請番号34の説明を求めます。

局 長 申請番号34, 申請地は●●●●, 面積の合計が8,523㎡, 譲受人が●●●●さんで経営面積は2,058㎡です。  
本件は別紙農地法第3条調査書の通り農地法第3条第2項の各号には該当していないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はございませんか。

委員 譲渡人の●●さんは●●●に住まれ、この●●●にも家を所有され農作業をされておられました。

空き家バンクに登録されており、●●●の●●さんより申請がありました。

●●さんは農業と事業を営んでおられ、事業を息子さんに譲り、●●●に移住し農業を行いたいとの意向です。

また利用権については契約期間までは法人にお願いし、圃場の周辺管理を行うとのことで問題はないと考えます。

よろしくご審議お願い申し上げます。

議長 これに対して異議はありませんか。

委員 基本的に農地の移動をした場合には3年間購入者が耕作しなければならないという前提がございます。

どのようにお考えでしょうか。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局 今回の議案書の利用権の終了について4ページ、申請番号18で4筆の提出があり、法人と●●さんの解約が申請されています。

解約の後、この申請者が耕作される予定になっています。

議長 よろしいでしょうか。

これに対して異議はありませんか。

異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号34を決めます。

続いて農地法第4条第1項について事務局から説明を求めます。

事務局 議案第14号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件ご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

申請番号13、申請地が●●●●、面積が904㎡のうち9㎡、申請人が●●●●さん、申請内容は墓地の整備です。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農用地であることから第2種農地と判断されます。

墓地埋設法許可見込みです。

委員 ●●さんの現在の墓地は山中にあり、便宜の良い場所に移転して墓参り墓地管理を行いたいとのことです。

他には適切な場所がなくこの土地を選択されました。

墓地埋葬法の許可見込み、農振農用地の除外も済んでおりますのでよろしくお願いいたします。

審議よろしくお願いたします。

議長 これに対して異議はありませんか。

異議ない方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号13を決します。  
議案第15号、農地法第5条第1項について事務局から説明を求めます。

事務局 議案第15号、農地法第5条第1項の許可申請について8件説明ご説明いたしますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。  
申請番号56、申請地が●●●●●，面積が779㎡，譲受人が●●●●●です。  
申請内容は駐車場の整備です。  
本申請地は都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから第3種農地と判断されます。

議 長 地元委員の意見はございませんか。

委 員 申請地は東側が山林，西側は宅地，南側と北側は圃場となっています。  
この農地の所有者の●●●●●さんは申請地を●年前から●●●●●さんの入居者及び職員さんの駐車場として貸与されています。  
しかしながら農地転用許可申請書を提出されていません。  
農地転用の知識がないため現地確認前に工事が進められました。  
よって本件は始末書が提出されています。  
今回，許可申請が提出され，引続き●●●●●さんの入居者，職員さん用の駐車場として利用されます。  
転用地からの土砂の流出などの防除処置計画は，他への影響なく必要ありません。  
周辺農地への日照，通風等にも影響を与えません。  
用水等も必要ありません。  
雨水は用水に放流，汚水は発生しません。  
以上ご審議をお願いします。

議 長 これに対して異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号56を決します。  
続いて申請番号57の説明を求めます。

事務局 申請番号57、申請場所が●●●●●，面積が108㎡，譲受人が●●●●●さん●●●●●さん，申請内容は一般住宅の建設です。  
本申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農用地で第2種用地と判断されます。

議 長 地元委員の意見ありませんか。

委 員 この土地は昔，●●●●●さんが倉庫を建てておられました。



左側の建物は名義人の●●●●さんが一時的に住んでおられましたが現状は空き家であり、本件は顛末書を提出されています。

手前は旧国道です。

この敷地は現在の市道より低く、雨水が入るためコンクリートで土留めし排水対策するとのことです。

●●●●さん、●●●●さんの畑との境は、コンクリートで壁を作るとのことです。

現在2世帯が住んでおられますがこちらに住宅を建て居住されるとのことです。

よろしくご審議お願いします。

議長 これに対して異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号57を決します。  
続いて申請番号58の説明を求めます。

事務局 申請番号58、申請地は●●●●、面積の合計が1,492㎡、譲受人が●●●●さん、申請内容は賃貸住宅の建設です。

本申請地は都市計画法に基づく用途地域内にあることから第2種農地と判断されません。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 以前農地転用せず建設され、今回、始末書、顛末書を添付されています。  
今回はこの土地に共同住宅2棟、合わせて進入路と駐車場を計画されています。  
雨水は排水へ、汚水は浄化槽で処理、近隣はほとんど住宅地で農地への影響はありません。  
ご審議よろしくお願いします。

議長 これに対して異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号58を決します。  
続いて申請番号59の説明を求めます。

事務局 申請番号59、申請地は●●●●、面積は251㎡、譲受人は●●●●さんで申請内容は一般住宅の建築です。

本申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地であることから第2種農地であることと判断されます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 申請地は●●の交差点から南側へ約150m至ったところでした。

近隣は住宅化が進み、申請者の●●さんが個人住宅を建設される目的で所有者と合意に至り本申請となりました。

住宅地の建設によって周辺農地には影響ありませんし周辺の皆さんにも影響は与えません。

雨水は道路側溝へ、汚水は浄化槽を經由し道路側溝から放流となります。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議 長 これに対して異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号59を決します。  
続いて申請番号60, 61, 62, 63は関連がありますから一括して説明を求めます。

事務局 申請番号60, 61, 62, 63は譲受人が●●●●, 申請内容は太陽光発電設備の設置です。

申請番号60, 申請地が●●●●, 面積が2,482㎡です。

申請番号61, 申請地が●●●●, 面積が320㎡です。

申請番号62, 申請地が●●●●, 面積が1,341㎡です。

申請番号63, 申請地が●●●●, 面積が1,434㎡です。

申請事由は太陽光発電設備, メンテナンス作業場確保, および駐車場の整備です。

本4件の申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地であることから第2種農地であることと判断されます。

再生可能エネルギー発電事業計画認定済です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲渡人の●●さんは●●●●に在住で●●●●に帰ることもないので、今後のことを考え譲受人の●●●●と話がまとまり申請されました。

●●さんは昨年●●月に申請がありましたが、今回話がまとまり申請されました。

申請地はいずれも永年耕作されていません。

申請番号63については一部が山に面しており太陽光には向かない為、従業員休憩所, 資材置場, 駐車場として利用されます。

一連の土地は碎石をひき, 年に2~3回は草刈を行うとのことです。

隣接農地, 地域住民の許可は得られています。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対して異議はありませんか。  
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号60, 61, 62, 63を決します。  
議案第15号, 農地法第5条第1項については申請番号56から申請番号63を異議なしと決します。

続いて議案第16号農用地利用集積計画について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第16号農用地利用集積計画について説明申し上げます。

農用地基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を作成しましたのでご承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

35ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

農地中間管理権の取得を伴わない貸借件設定が11件で68,108㎡です。

農地中間管理権の取得に伴うもので貸借権取得設定が17件で67,312㎡です。

合計が28件で135,420㎡です。

各集積については議案書をご一読ください。

議長 意見はありませんか。

議長 それでは議案第16号農用地利用集積計画について異議はありませんか。

異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め議案第16号農用地利用集積計画について決めます。

続いて議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について説明を求めます。

事務局 議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見についてご説明いたします。

ご承認頂きますようお願いいたします。

本件は農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について適当と認め回答しようとするものです。

37ページ以降をご覧ください。

配分計画の明細については39ページをご覧ください。

向江田地区にて策定されている人・農地プランに基づき担い手である株式会社vegitalに農地3筆、合計2,688㎡、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

42ページをご覧ください。

大山地区で作成されている人・農地プランに基づき担い手である農事組合法人おおやまに農地8筆、合計10,743㎡、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

45ページをご覧ください。

秋町地区で作成されている人・農地プランに基づき担い手である農事組合法人志和地に農地7筆、合計6,963㎡、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

48ページをお開きください。

上布野地区にて作成されている人・農地プランに基づき担い手である農事組合法人むろだにに農地1筆、1,750㎡を、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

51ページをお開きください。

甲奴地区他にて作成されている人・農地プランに基づき担い手である株式会社ノーサイドに農地32筆、合計28,950㎡を、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

55ページをお開きください。

甲奴町内の担い手である株式会社ノーサイドに農地7筆、合計12,307㎡を、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

58ページお開きください。

有原地区にて作成されている人・農地プランに基づき担い手である農事組合法人有原に農地1筆、1,345㎡を、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

61ページをお開きください。

灰塚地区にて作成されている人・農地プランに基づき担い手である●●●●に農地1筆、2,566㎡を、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

以上です。

議長 議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について異議はございませんか。  
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見については承認することに決めます。

続いて議案第18号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について事務局から説明を求めます。

事務局 議案第18号農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について説明いたしますのでご承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

63ページをお開きください。

本件は三次市農業委員会農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく地区指定に係る事務処理規定により、農地法第3条に係る別段の面積を1アールとする区域を変更しようとするものです。

64ページをお開きください。

●●●●、●●●●、●●●●の3筆は、農地法第3条許可、令和●年●月●日、●月●日付、三次農林指令第3号により当該事務処理規定に定める要件を満たさなくなったため指定地区から外すものです。

これに伴い本規定に基づく指定区域はなくなります。

議長 質問、ご意見はありませんか。

委員 どうしてこの土地が除外になったのか理解できません。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局 この度の●●●●、●●●●、●●●●は、当初10アール未満1アール以上ということで空き家バンクに付随した農地として取得されました。

その後第3条申請で用地を取得され、10アール未満の1アール以上の下限要件を外れました。

よって、従来の空き家バンクに付随した土地の要件を満たさないこととなり、通常の申請要件の10アール以上の申請条件を伴う農地申請として扱われるということです。

議長 そのほか意見はありますか。

議案第18号，農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について異議ございませんか。

異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め議案第18号，農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について承認することに決めます。

議 長 以上にて本日の議案の全てを終了致します。